

事務連絡
令和7年1月14日

一般社団法人
全国建設業協会 御中

国土交通省
道路局 道路交通管理課
車両通行対策室 課長補佐

特殊車両通行制度における通行条件に関する周知について（お願い）

平素より道路交通管理行政にご理解いただき、誠にありがとうございます。

運送事業者等が大型車両を通行させる際、道路管理者は、当該大型車両が道路を通行することにより生じる道路構造や交通への影響に鑑み、道路法に基づき、誘導車を配置させたり、通行時間帯を限定するなど条件を付して、特殊車両通行許可等を行っています。

このようなことから、運送事業者等が運搬の計画を立てる際には、法令を遵守し、大型車両を安全に通行させるために、上記の事情があることを、改めて会員各位に周知いただけると幸いです。

引き続き大型車両の道路通行の適正化に向けて、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。